

# ふくいdeお得意こーよ！キャンペーン取扱要領

(制定：令和6年1月9日)

(一部改定：令和6年1月24日)

(一部改定：令和6年2月20日)

## 1 キャンペーン目的

ふくいdeお得意こーよ！キャンペーン（以下「本事業」という。）は、旅行先の物販店や観光施設、交通機関などで幅広く利用できる福井県独自のデジタル地域通貨を県内旅行者に進呈し、北陸新幹線敦賀開業直前の出控えが懸念される時期の観光事業者に対しての支援を行うとともに、敦賀開業後の県外からの誘客につなげようとするものである。

## 2 キャンペーンの概要

(1) 名称 ふくいdeお得意こーよ！キャンペーン

(2) 実施期間 第1弾 令和6年1月9日（火）～令和6年2月20日（火）

第2弾 令和6年2月21日（水）～令和6年3月15日（金）

(3) 予約開始日 第1弾 令和5年12月16日（土）

※予約開始日より前の予約は対象外

第2弾 制限なし

※既存の予約も対象とします

(4) 利用対象者 全国47都道府県

※能登半島地震に伴う2次避難先として宿泊されている方は対象外

(5) 利用条件 「本人確認書類」（原本）の提示

(6) 実施内容

以下条件による宿泊旅行に対し、福井県内の土産物店や飲食店などで使える1,540円分の福井県デジタル地域通貨「ふくいはぴコイン」を進呈

## 3 「ふくいdeお得意こーよ！ポイント」の概要

(1) 名称 「ふくいdeお得意こーよ！ポイント」（以下「ポイント」という。）

(2) 発行者 福井県（事業実施主体：（公社）福井県観光連盟）

(3) 発行形態 福井県デジタル地域通貨「ふくいはぴコイン」

（スマートフォン所持等の場合は「ふくいはぴコイン」チャージ券を紙媒体のクーポンとして使用）

(4) 発行券種 福井県デジタル地域通貨「ふくいはぴコイン」1,540円分チャージ券1種類（以下「チャージ券」という。）

(5) 対象期間 第1弾 令和6年1月9日（火）～令和6年2月20日（火）

※2月21日（水）チェックアウトまで

第2弾 令和6年2月21日（水）～令和6年3月15日（金）

※3月16日（土）チェックアウトまで

※連泊の場合、7泊までを対象とし、8泊目以降は対象としない

(6) 対象予約受付箇所

全国の旅行会社および本事業への参加登録を行った対象宿泊施設

(7) 有効期間 第1弾 令和6年2月21日（水） 23：59

第2弾 令和6年3月16日（土） 23：59

※都合により変更することがある。

※感染症の流行状況や予算の執行状況により、キャンペーンを変更・中止することがある。

(8) 配布方法 本事業への参加登録を行った宿泊事業者が配布（詳細は4項参照）

(9) 利用エリア 福井県内

(10) 利用可能店舗 ふくいdeお得意こーよ！キャンペーン事務局（以下「事務局」という。）の登録を受けた店舗（小売店（土産物店）のほか、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む。以下同じ。）

(11) 給付額 対象地域からの宿泊人数について、1泊1,540円配布

※1,540円×宿泊人数以上の総宿泊代金の方を対象

#### 4 ポイントの配布方法

本キャンペーンに登録されている宿泊施設にて、チェックインの際に圧着式のチャージ券をキャンペーン対象者に配布する。チャージ券を受け取った者はふくアプリからチャージ券に記載の2次元コードを読み込み、福井県デジタル地域通貨「ふくいはぴコイン」を受け取り。

なお、チャージ券は、圧着部を開かずにポイント利用可能店舗に持参した場合に限り、商品の販売またはサービスの提供等の取引において紙媒体のクーポン（以下「紙クーポン」という。）として利用可能とする。

#### 5 ポイントおよび紙クーポンの利用対象にならない商品等

観光地における消費を喚起するという制度趣旨および業種別の支援事業の実施状況に鑑み、以下の商品等については、ポイントおよび紙クーポン（以下「ポイント等」という。）の利用対象としない。

| 区分              | 事例   |
|-----------------|--|
| 行政機関等への支払い      | ○所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課<br>○社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）<br>○宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの）<br>○その他（公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等）<br>※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象 |
| 日常生活における継続的な支払い | ○電気・ガス・水道・電話料金等<br>○NHK放送受信料<br>○不動産賃料   |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車場の月極・定期利用料</li> <li>※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象</li> <li>○保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）</li> </ul>   |
| 換金性の高いものの購入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）</li> <li>○プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等</li> <li>○金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）</li> </ul>   |
| その他         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○県内でサービスが完結しないもの（旅行者が県外に出なければ可（宅配等の配送サービスは対象））</li> <li>○事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等</li> <li>○授業料、入学検定料、入学金等</li> <li>※アクティビティのガイド料等は対象</li> <li>○宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金</li> <li>○既存の債務の弁済</li> <li>○各種サービスのキャンセル料</li> <li>○電子商取引</li> <li>○寄付、献金、寄進およびこれに準ずるもの</li> <li>○公序良俗に反するもの</li> <li>○社会通念上不相当とされるもの</li> <li>○その他各取扱店舗が指定するもの</li> </ul> |

## 6 ふくいdeお得意こーよ！キャンペーン取扱店舗の募集

### (1) 参加条件

- ①同項(2)の責務等を果たし、事務局の指示に基づきポイント等を適切に取り扱うことができる者。ただし、次に掲げる者を除く。
- (ア) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者および支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - (イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - (ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
  - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

②次に掲げる営業を営む店舗でないこと。

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の許可・届出の対象となる営業(同法第33条第6項の酒類提供飲食店営業を除く。)を営む店舗

※ただし、主として観光客を対象に営業する施設であって、温泉街におけるスマートボール場、射的場その他の観光地における観光資源の一つとして当該施設の運営主体が属する地域の観光協会、温泉組合その他地域の観光の振興の推進を目的とする観光関係団体が特に重要と認める施設において提供される商品等については、事務局による事前の承諾を受けて、ポイント等の利用対象とすることができる。

(イ) 本取扱要領6項の利用対象にならない商品等のみを取り扱う店舗

## (2) ポイント等の取扱いに係る取扱店舗の責務等

ポイント等の取扱店舗(事務局の登録を受けてポイント等を取り扱う店舗をいう。以下同じ。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 「ふくいdeお得意こーよ!ポイント」および紙クーポンの取扱いに関する留意事項
- (ア) 事務局が別途提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、ポイント等と引換えに商品等の提供を行う。この際は、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
  - (イ) 本事業加盟店舗であることが明確になるよう、販売ツール(ステッカー、ポスター)旅行者から見えやすい場所に掲示する。
  - (ウ) ポイント等で取引を行う場合は、提供しようとする商品等が本取扱要領6項に該当しないことを善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。
  - (エ) 取扱店舗で独自にポイント等の利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
  - (オ) 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合またはポイント等の使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
  - (カ) 有効なポイント等を提示した旅行者に対し、ポイント等の受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求するなどポイント等利用者に不利となる差別的取扱いを行わない((エ)と(オ)に記載の場合を除く)。
  - (キ) 取扱店舗は、有効なポイント等を利用しようとする旅行者からポイント等の利用に関し苦情または相談を受けた場合、取扱店舗とポイント等利用者との間において紛議が生じた場合または法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
  - (ク) 取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながらポイント等を受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により取扱店舗または旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該取扱店舗におけるポイント等の精算代金の支払いを保留することができるものとする。また、

取扱店舗または旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取ったポイント等の金額について一切の責任を負い事務局へ当該金額を返還する。

- (ケ) 偽造・変造・模造等されたポイント等による換金請求がされ、事務局がポイント等の利用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱店舗はこれに協力する。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合または取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗が所在する所轄警察署等に被害届を提出する。

※チャージ券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、発行者は責を負わない。

## ② 紙クーポンの取り扱いに関する留意事項

- (ア) 紙クーポンを用いた取引を行う場合は、加えて以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。

- a. チャージ券の有効期間
- b. チャージ券の圧着部が開かれていない（二次元コードが露出していない）こと
- c. チャージ券の偽造・変造・模造の有無

- (イ) 有効期間を経過した紙クーポンは、受け取りを拒否する。

- (ウ) 圧着部が開かれたチャージ券は、ポイントのチャージの有無に関わらず、紙クーポンとしての受け取りを拒否する。

- (エ) デザインや色合いが明らかに違うことや偽造防止加工の確認等により偽造されたチャージ券と判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報する。また、その旨を事務局（コールセンター）にも報告する。

- (オ) チャージ券を現金と交換しない。

- (カ) 紙クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。紙クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。

- (キ) 紙クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしない。

## (3) 登録申請から登録まで

### ① 登録申請

取扱店舗となることを希望する者は、本取扱要領に同意のうえ、申請に必要な書類に必要事項を記入し、以下の方法で申請すること。

- ・メールにて必要書類を提出（事務局：jimukyoku@bsec.jp）

もしくは、FAXにて必要書類を提出（事務局FAX：0776-50-3843）

※登録申請は、法人単位で行うこと。複数の店舗を持つ事業者は、対象となる店舗についてとりまとめて申請を行うことも可能とする。

※商店街、大型商業施設等においては、希望する場合には、商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなど、複数の法人・団体・個人事業主をとりまとめて登録申請を行うことができる。

※既に宿泊事業者として本事業の参加登録を行った者の運営する宿泊施設内に土産物店等がある場合にあつては、これらの店舗をふくいdeお得意こーよ！キャンペーン取扱店舗として登録することができる（宿泊事業者としての本事業の登

録を行っていたとしても、別途ふくいdeお得意こーよ！キャンペーン取扱店舗としての登録が必要)。

【申請に必要な書類】

【様式1号】ふくいdeお得意こーよ！キャンペーン取扱店舗登録同意書

【様式2号】ふくいdeお得意こーよ！キャンペーン「いこーよ！ポイント」取扱店舗登録申請書

※申請内容の確認等のため、この他に事務局が別途書類の提出を求める場合がある。

② 申請期間

本事業終了まで随時受付

※なお、本事業終了間際に申請があった場合、申請受付を断る場合がある。

③ 登録

登録審査を経て、申請内容が同項(1)の参加条件を満たす場合には、取扱店舗として登録する。

登録完了次第、取扱店舗用マニュアル、取扱ツール(ポスター、ステッカー等)など一式を登録された住所に配送する。これらの配布物は本事業の遂行目的以外で使用できない。

また、登録が認められない場合には、申請書に記載されたメールアドレス宛てに(メールアドレスの記載がない場合は申請書に記載された住所への郵送により)その旨を通知する。

④登録の取消し等

事務局は、必要に応じて取扱店舗から報告を求め、また、立入調査を行うことができる。

また、申請内容に虚偽等があった場合、取扱店舗が本取扱要領の規定に違反した場合、ポイント等の取扱いに関する事務局による指示に違反した場合その他の取扱店舗として適切でないと事務局が判断する場合においては、取扱店舗としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部または一部を取り消すことができる。

登録が取り消された場合には、以後、ポイント等の取扱いを行うことができない。直ちに、取扱店舗に掲示しているふくいdeお得意クーポンのポスター、ステッカー等を取り外し、ふくいdeお得意こーよ！キャンペーンに関する配布物一式を事務局へ返還するものとする。

なお、不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得る。

⑤その他留意事項

(ア) 取扱店舗の情報(名称、所在地、電話番号、業種等)は原則として「ふくいdeお得意こーよ！キャンペーン加盟店」として、ふくいdeお得意こーよ！キャンペーン公式サイト等に掲載する。

- (イ) ポイント等の取扱いや、換金の方法などの詳細については、取扱店舗用マニュアルを参照すること。
- (ウ) 本取扱要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録の取消しを行う。そのために処理経費等が生じた際は処理経費を請求する場合がある。
- (エ) 本取扱要領に定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定する。
- (オ) 本事業用にデザインされた「ふくいdeお得意こーよ！ポイントチャージ券」の肖像使用を含む広告知物の作成については事前に事務局の承認が必要となる。
- (カ) 取扱店舗は、取扱店舗としての地位を第三者に譲渡できない。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できない。
- (キ) 取扱店舗は、事務局が事前に承認した場合を除き、本取扱要領記載の業務の全部または一部を第三者に委託できない。業務委託を承認した場合でも取扱店舗は本取扱要領に定める義務及び責任について免れない。
- (ク) 取扱店舗は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取消しを希望する場合は、事務局に届け出ること。
- (ケ) 感染症の状況、その他諸事情により、本取扱要領の内容が変更される可能性がある。

#### **(4) ポイント等の精算**

商品の販売またはサービスの提供などの取引においてポイント等を利用した取扱店舗は、事務局に対し、換金を請求することができ、その詳細な方法については別途マニュアルに記載する。

- ①換金請求締切・振込期日は、別途事務局より取扱店舗に告知するものとする。ただし、内容に不備がある場合は振込が遅れる場合がある。期日を過ぎてからの請求には一切応じられないことから、必ず期日までに必要な手続きをすること。
- ②入金額に異議がある場合は、入金日から1週間以内に限り受け付ける。1週間を過ぎてからの異議申立てには原則として応じられない。
- ③複数の店舗を持つ事業者は、当該複数店舗分をとりまとめて、または店舗ごとに換金請求を行うこと。
- ④商店街、大型商業施設等においては、希望する場合には、商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなど、複数の法人・団体・個人事業主をとりまとめて換金請求を行うことができる。

## **7 問い合わせ先**

### **<キャンペーンに関するお問い合わせ>**

ふくいdeお得意こーよ！キャンペーン事務局

TEL：0776-50-0099

(受付時間：1月8日(月)まで 平日9時～17時

1月9日(火)以降 無休9時～20時

※土日祝と12月29日(金)～1月3日(水)は休み)

FAX：0776-50-3843

<ふくアプリに関するお問い合わせ>

ふくアプリ・ふくいはぴコイン事業事務局

TEL：0776-50-7671（受付時間：平日9時～17時）

※クーポン取扱宿泊施設、加盟店向け問い合わせ先はマニュアル参照